

## 社会福祉法人明日栄会 常勤役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明日栄会（以下「法人」という）の定款第二十一条の規定に基づき、常勤役員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤とは所定週平均3日以上勤務をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与及びその他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤役員に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 当該報酬以外に、評議員会、理事会、監事監査等に係る報酬等の支出は、これを行わないものとする。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ支給するものとする。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 賞与 別表2に定める額

### (出張旅費)

第5条 常勤役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、原則として実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給する。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (退職慰労金)

第6条 常勤役員の退職慰労金は、退職時の月額報酬額や在職年数等を勘案して理事会で審議し、評議員会で決議する。

### (常勤役員の職務証跡)

第7条 常勤役員は、法人職務証跡の作成に協力するものとする。

### (改正)

第8条 本規程の改正は、理事会で審議し評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する

附 則

この規程は、平成31年4月1日より適用する

別表1（報酬）

役 職 名	報 酬 月 額(千円)	
	理 事 長	上限
基準		300
業 務 執 行 理 事	上限	600
	基準	250
理 事 及 び 監 事	上限	450
	基準	200

別表2（賞与）

賞 与 支 給 月	賞 与 額
6 月 賞 与	報酬月額 × 2か月分
12 月 賞 与	報酬月額 × 2か月分

別表3（旅費等）

旅 費	宿 泊 費	日 当	経 費 等
実 費	(日額) 20,000円	(日額) 5,000円	実 費